

事務連絡

令和6(2024)年1月15日

一般社団法人栃木県薬剤師会
一般社団法人栃木県病院薬剤師会

御中

栃木県保健福祉部薬務課薬事審査担当

令和6年能登半島地震における医師等の保健医療従事者の派遣及び薬局における調剤に係る費用の取扱いについて（通知）

このことについて、令和6年1月11日付けで厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康・生活衛生局、医薬局、社会・救護局障害保健福祉部から連名で、別添のとおり事務連絡がありましたので送付します。

本事務連絡により、被災県知事の要請を受けて災害救助法に規定する医療を行う救護班として活動する場合に要する費用の取扱いや、救護所など保険医療機関以外で交付され、通常の診療報酬による支払いの対象とならない処方箋（災害処方箋）が地域の薬局に持ち込まれ、調剤がなされた場合の費用の取扱い等が示されています。

つきましては、貴会員に周知願います。

薬事審査担当

TEL:028-623-3120

FAX:028-623-3121